

R6年度 人権教育講演会

「安心な老後を送るために」

～知っておきたい「遺産相続」「遺言」「成年後見制度」～
講師：（一般社団法人）晴ればれ岡山サポートテラス

副理事長 川上 幸江 先生



9月28日(土)、一般社団法人 晴ればれ岡山サポートテラスの川上幸江先生をお迎えし、人権教育講演会を開催しました。川上幸江先生は、長年にわたり、法務局で相続、遺言、遺産分割、成年後見などの実務経験があります。

現在、我が国は、65歳以上が21%を超える超高齢社会になり、健康で長生きするためには、食事や運動、それに健康チェックや人との交流も大切ですが、もしもの時のために法律上の備えも大切だと先生は、おっしゃっていました。

遺産相続の際は、相続が配偶者の他に第1順位が子ども、第2順位が親、第3順位が兄弟姉妹になり、マイナスの財産も相続になるというお話を具体例を交えながら説明してくださいました。相続放棄は、身内が亡くなった時からではなく、自分が相続人になることを知った時から3か月以内に、故人の最後の住所地にある家庭裁判所で手続きをしないといけないこと、また、相続放棄をすると、次の順位の相続人に相続権が移ってしまうため、注意が必要になることなどの説明をいただきました。

大切な人の権利を守る約束の証しである遺言には、2種類あるとのこと。「自筆証書遺言」については、自分で書くので内容不備で無効になるおそれがあることと、亡くなった後に家庭裁判所か法務局での手続きが必要になるそうです。しかし、「公正証書遺言」は、プロが作成するため、すぐに使用できるのでスムーズに遺産相続が進むと説明がありました。

参加者のみなさんからは、「大変役に立つお話が聞けてありがたかったです」「漠然とした不安が消えました」などの感想をいただきました。今回の講演では、自分や大切な家族のために備えておくことや、さまざまな制度についての理解を深めることができました。

